

滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

法人県民税の均等割に係る軽減制度、災害関係規定その他の所要の見直しを行うため、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を改正しようとするもの。

2 概要

(1) 法人県民税均等割に係る軽減制度の見直し

法人県民税均等割の軽減制度の対象となる法人に管理組合法人、団地管理組合法人、マンション建替組合およびマンション敷地売却組合を追加するとともに、軽減の方式を減免から、原則、課税免除によることとする。(第27条の9関係)

※「課税免除」とは、予め一定の範囲について課税することが不適当であると判断したものを画一的に課税対象から除外するものであり、「減免」とは、一旦発生した納税義務について、その個別事情に着目し、要件に該当する場合に税負担を軽減するもの。

<改正案>

対象法人	要件	軽減方式
公共法人 公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人(非営利型) 一般財団法人(非営利型) 認可地縁団体 管理組合法人 団地管理組合法人 マンション建替組合 マンション敷地売却組合 特定非営利活動法人	収益事業を行っていない法人	減免から変更 課税免除
特定非営利活動法人	収益事業を行っている法人のうち、 設立の日から3年以内かつ益金の額 が損金の額を上回らないもの	減免

(2) 災害関係規定の見直し

ア 申告等の期限延長に係る対象地域の拡充

県内において災害が発生した場合だけではなく、県外も含めて広域的な災害が発生した場合についても、地域および期日を指定して申告等の期限延長をできるようにする。(第13条関係)

イ 法人県民税および法人事業税に係る災害減免規定の創設

大規模な災害により甚大な被害を受けた法人について、必要があると認めるときは、法人県民税および法人事業税を減免することができるようにする。(第35条および第38条の7関係)

(3) 納税証明書の交付手数料の額の改定

納税証明書の交付手数料の額を460円から480円に改定することとする。

3 施行期日

2 (1): 平成31年4月1日、2 (2): 公布の日、2 (3): 平成31年10月1日

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

法人県民税に係る軽減制度および災害関係規定の見直し等のため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 災害関係規定について、次のとおり見直すこととします。（第1条による改正後の第13条、第35条および第38条の7関係）

ア 県内だけではなく他の都道府県の区域で発生した災害についても、災害その他やむを得ない理由がやんだ日から2か月以内において地域および期日を指定して、県税に係る書類の提出等の期間を延長できるようにします。

イ 大規模な災害により甚大な損害を被った者に対して、法人県民税および法人事業税を減免できる措置を講ずることとします。

(2) 納税証明書の交付手数料の額を改定することとします。（第2条による改正後の第11条関係）

(3) 法人県民税に係る軽減制度の内容について、次のとおり見直すこととします。（第2条による改正後の第27条の9関係）

ア 収益事業を行わない公共法人等に対する法人県民税の軽減措置を、減免から課税免除に変更します。

イ 管理組合法人、団地管理組合法人、マンション建替組合およびマンション敷地売却組合を新たに課税免除の対象とします。

(4) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(3)の規定は平成31年4月1日から、(2)の規定は平成31年10月1日から施行することとします。

イ その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例 新旧対照表 (第1条関係)

旧	新
第1条から第12条まで 省略	第1条から第12条まで 省略
(災害等による期限の延長) 第13条 知事は、<u>県</u>は、<u>全部または一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由がやんだ日から2月以内において地域および期日を指定して、当該期間を延長することができる。</u>	(災害等による期限の延長) 第13条 知事は、<u>県または他の都道府県の区域の全部または一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由がやんだ日から2月以内において地域および期日を指定して、当該期間を延長することができる。</u>
2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、前項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由がやんだ日から2月以内において当該期限を延長することができる。	2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、前項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由がやんだ日から2月以内において当該期限を延長することができる。
3 前項の申請をする者は、同項に規定する理由がやんだ後相当の期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、延長を必要とする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度、事業年度、月別、期別、税目および税額 (2) 延長を必要とする理由	3 前項の申請をする者は、同項に規定する理由がやんだ後相当の期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、延長を必要とする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度、事業年度、月別、期別、税目および税額 (2) 延長を必要とする理由
第14条から第16条まで 省略	第14条から第16条まで 省略
(県民税の納税義務者等) 第17条 省略 (1)から(7)まで 省略 2 省略	(県民税の納税義務者等) 第17条 省略 (1)から(7)まで 省略 2 省略

3	公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、マンション建替組合およびマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のものおよび次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。	4	および5	省略	
第17条の2から第21条まで		省略			
(寄附金税額控除)					
第21条の2		省略			
(1)から(3)まで		省略			
(4)		特定非営利活動法人で別に条例で指定するもの（以下「指定特定非営利活動法人」という。）に対する当該指定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（同条例で定める期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）			
2	省略	第21条の3から第28条まで			省略

(法人の均等割の税率) 第29条 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次に掲げる法人 年額 20,000円 ア 法人税法第2条第5号の公共法人 および第17条第3項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イからオまで 省略 (2) から(5)まで 省略 2から5まで 省略 第30条から第34条まで 省略 (法人の県民税の減免) 第35条 知事は、次の各号のいずれかに該当するもので必要があると認めるものに対しては、法人の県民税を減免する。 (1) 法人税法第2条第5号の公共法人 で規則で定めるもの (2) 公益社団法人および公益財団法人ならびに一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。） (3) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体 (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 2 前項の規定により法人の県民税の減免を受けようとするものは、納期限	(法人の均等割の税率) 第29条 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次に掲げる法人 年額 20,000円 ア 法人税法第2条第5号に規定する公共法人および第17条第3項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イからオまで 省略 (2) から(5)まで 省略 2から5まで 省略 第30条から第34条まで 省略 (法人の県民税の減免) 第35条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者で 必要があると認めるものに対しては、法人の県民税を減免する。 (1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で規則で定めるもの (2) 公益社団法人および公益財団法人ならびに一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。） (3) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体 (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (5) 大規模な災害により甚大な損害を被つた者 2 前項の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限（前項第5号に該当する者で納期限前1月から納期限までの間において大規模な災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日）</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類
--	--

を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 法人税額もしくは連結法人税額の課税標準の算定期間または均等割額の算定期間、納期限および税額 (2) 減免を受けようとする理由	を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 法人税額もしくは連結法人税額の課税標準の算定期間または均等割額の算定期間、納期限および税額 (2) 減免を受けようとする事由
第36条から第38条の6の2まで 省略	第36条から第38条の6の2まで 省略
(法人の事業税に係る不足税額等の納付) 第38条の6の3 事業税の納税義務がある法人は、法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正または決定の通知、法第72条の46第6項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第72条の47第5項の規定による法人の事業税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合において不足税額があるときは、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。 (法人の事業税の減免) 第38条の7 知事は、大規模な災害により甚大な損害を被つた者が必要であると認めるものに対しては、法人の事業税を減免する。 2 前項の規定により法人の事業税の減免を受けようとする者は、納期限(納期限前1月から納期限までの間において大規模な災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日)までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 事業年度、納期限および税額 (2) 減免を受けようとする理由	(法人の事業税に係る不足税額等の納付) 第38条の7 事業税の納税義務がある法人は、法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正または決定の通知、法第72条の46第6項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第72条の47第5項の規定による法人の事業税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合において不足税額があるときは、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。 (新設)
第38条の7の2から第38条の11まで 省略 (個人の事業税の減免)	第38条の7の2から第38条の11まで 省略 (個人の事業税の減免)

第38条の12 省略

(1)から(4)まで 省略

2 前項の規定によつて個人の事業税の減免を受けようとする者は、納期限(前項第3号に該当する者で納期限前1月から納期限までの間に災害を受けたものにあつては、その日から1月を経過した日)までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならぬ。

- (1) 年度および 期別または事業年度ならびに税額
- (2) 減免を受けようとする事由

第38条の13から第39条の16の5まで 省略

(不動産取得税の減免)

第39条の17 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が必要であると認めるものに対しては、不動産取得税を減免する。

- (1) 取得した不動産が災害(不動産取得の日から3月以内に発生した災害に限る。)により著しく価値を減じた場合における当該不動産の取得者に限る。
- (2) 災害により不動産が滅失し、または損壊した場合において、当該不動産の所有者が災害の あつた日から2年以内に当該滅失し、または損壊した不動産に代るものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得者

(3)から(5)まで 省略

- (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が、当該法人の同条第1項 に規定する特定非営利活動の用に供する不動産を、当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した場合における当該法人

(7)および(8) 省略

2 前項の規定によつて不動産取得税の減免を受けようとする者は、納期限(前項第1号に該当する者で納期限前1月から納期限までの間に災害

第38条の12 省略

(1)から(4)まで 省略

2 前項の規定によつて個人の事業税の減免を受けようとする者は、納期限(前項第3号に該当する者で納期限前1月から納期限までの間に災害を受けたものにあつては、その日から1月を経過した日)までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならぬ。

- (1) 事業年度および期別、納期限 ならびに税額
- (2) 減免を受けようとする理由

第38条の13から第39条の16の5まで 省略

(不動産取得税の減免)

第39条の17 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が必要であると認めるものに対しては、不動産取得税を減免する。

- (1) 取得した不動産が災害(不動産取得の日から3月以内に発生したものに限る。)により著しく価値を減じた場合における当該不動産の取得者に限る。
- (2) 災害により不動産が滅失し、または損壊した場合において、当該不動産の所有者が当該災害の あつた日から2年以内に当該滅失し、または損壊した不動産に代るものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得者

(3)から(5)まで 省略

- (6) 特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の用に供する不動産を、当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した場合における当該法人

(7)および(8) 省略

2 前項の規定によつて不動産取得税の減免を受けようとする者は、納期限(前項第1号に該当する者で納期限前1月から納期限までの間に災害

害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日)までに、次に掲げる事項および前項第1号の者にあつてはその被害の状況、同項第2号の者にあつては被害の状況および被害前における当該不動産について土地の所在、地番、地目および地積ならびにその用途または家屋の所在、家屋番号、種類および床面積ならびにその用途を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度、納期限および税額 (2) 減免を受けようとする理由	害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日)までに、次に掲げる事項および前項第1号の者にあつてはその被害の状況、同項第2号の者にあつては被害の状況および被害前における当該不動産について土地の所在、地番、地目および地積ならびにその用途または家屋の所在、家屋番号、種類および床面積ならびにその用途を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度、納期限および税額 (2) 減免を受けようとする事由
第40条から第52条まで 省略 (自動車取得税の減免) 第53条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免する。 (1) から (4) まで 省略 (5) 特定非営利活動法人が	第40条から第52条まで 省略 (自動車取得税の減免) 第53条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免する。 (1) から (4) まで 省略 (5) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が
当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車であつて、当該法人の特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の用に供するものに係る当該自動車の取得 (6) 取得した自動車が 害 (当該自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限る。)により著しく価値を減じた場合における当該自動車の取得で知事が必要であると認めるもの (7) および (8) 省略	当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車であつて、当該法人の同条第1項に規定する特定非営利活動の用に供するものに係る当該自動車の取得 (6) 取得した自動車が震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害 (当該自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限る。)により著しく価値を減じた場合における当該自動車の取得で知事が必要であると認めるもの (7) および (8) 省略
2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、申告書を提出する際 (同項第6号に該当する場合にあつては、災害の日から10日以内) に規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、同項第3	2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、申告書を提出する際 (同項第6号に該当する場合にあつては、災害の日から10日以内) に規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、同項第3

号に該当する場合にあつては、規則で定める書類および運転免許証の提示をもつて、当該書類の添付に代えることができる。	第54条から第58条の21まで 省略
(軽油引取税の減免) 第58条の22 知事は、災害により甚大な損害を被つた場合その他特別の事情がある場合において特に軽油引取税の減免を必要とすると認められる納税者に対しては、軽油引取税を減免する。 2 前項の申請をしようとする者は、当該自動車について被害を受けた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度、納期限および税額 (2) 減免を受けようとする軽油の用途別数量 (3) 販売業者の住所および氏名または名称 (4) 減免を受けようとする理由	(軽油引取税の減免) 第58条の22 知事は、災害により甚大な損害を被つた場合その他特別の事情がある場合において特に軽油引取税の減免を必要とすると認められる納税者に対しては、軽油引取税を減免する。 2 前項の申請をしようとする者は、当該自動車について被害を受けた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度、納期限および税額 (2) 減免を受けようとする軽油の用途別数量 (3) 販売業者の住所および氏名または名称 (4) 減免を受けようとする理由
第58条の23から第69条まで 省略	第58条の23から第69条まで 省略
(自動車税の減免) 第70条 知事は、震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害によつて被害を受けた自動車に対しては、当該納税者の申請によつて自動車税を減免することができる。 2 前項の申請をしようとする者は、当該自動車について被害を受けた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度、期別 および税額 (2) 第60条第2項第1号から第6号までに掲げる事項 (3) 減免を受けようとする事由	(自動車税の減免) 第70条 知事は、災害によつて被害を受けた自動車に対しては、当該納税者の申請によつて自動車税を減免することができる。 2 前項の申請をしようとする者は、当該自動車について被害を受けた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度、納期限および税額 (2) 第60条第2項第1号から第6号までに掲げる事項 (3) 減免を受けようとする理由

第71条から第82条まで 省略	第71条から第82条まで 省略
(鉱区税の減免) 第82条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する鉱業権者が必要であると認めるものに対しては、鉱区税を減免する。 (1) 災害により鉱区に甚大な損害を被った者 (2) 省略 2 前項の規定によつて鉱区税の減免を受けようとする者は、納期限（納期限前1月から納期限までの間において災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度 <u> </u> および税額 (2) 減免を受けようとする事由	(鉱区税の減免) 第82条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する鉱業権者が必要であると認めるものに対しては、鉱区税を減免する。 (1) 災害により鉱区に甚大な損害を被った者 (2) 省略 2 前項の規定によつて鉱区税の減免を受けようとする者は、納期限（納期限前1月から納期限までの間において災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度、<u>納期限</u>および税額 (2) 減免を受けようとする理由
第83条から第112条まで 省略	第83条から第112条まで 省略
(固定資産税の減免) 第113条 知事は、<u>県の全部または一部にわたる天災その他災害に因り、著しく価格を減じた大規模の償却資産のうち必要があると認めるものについて、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</u> 2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限（納期限前1月から納期限までの間において災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号	(固定資産税の減免) 第113条 知事は、<u>災害により著しく価格を減じた大規模の償却資産のうち必要があると認めるものについて、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</u> 2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限（納期限前1月から納期限までの間において災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号

(2) 償却資産の所在地、種類、数量および価格 (3) 年度、期別および <u>税額</u> (4) 減免を受けようとする <u>事由</u>	(2) 償却資産の所在地、種類、数量および価格 (3) 年度および期別、 <u>納期限ならびに税額</u> (4) 減免を受けようとする <u>理由</u>
第114条から第142条の3まで 省略	第114条から第142条の3まで 省略
(狩猟税の減免)	(狩猟税の減免)
第142条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が必要であると認めるものに対しては、狩猟税を減免する。 (1) 災害により甚大な損害を被った者 (2) 省略	第142条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が必要であると認めるものに対しては、狩猟税を減免する。 (1) 災害により甚大な損害を被った者 (2) 省略
2 前項の規定によつて狩猟税の減免を受けようとする者は、知事の狩猟者の登録を受けようとする日前10日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする <u>理由</u> を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度 <u>および税額</u> (2) 減免を受けようとする <u>事由</u>	2 前項の規定によつて狩猟税の減免を受けようとする者は、知事の狩猟者の登録を受けようとする日前10日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする <u>事由</u> を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 年度、 <u>納期限および税額</u> (2) 減免を受けようとする <u>理由</u>
以下 省略	以下 省略

滋賀県税条例 新旧対照表 (第2条関係)

旧	新
第1条から第10条まで 省略 (納税証明書の交付手数料) 第11条 法第20条の10の証明書の交付を請求する者は、当該証明書の交付の請求と同時に手数料を納付しなければならない。 2 前項の手数料の額は、同項の証明書1枚ごとに<u>460円</u>とする。ただし、次に掲げる証明書については、手数料を徴収しない。 (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条第2項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による自動車検査証の返付を受けるため、交付請求のあつた証明書 (2) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第18条第2項の存続期間の延長の申請をするため、交付請求のあつた証明書 (3) 第65条第1項から第3項までの規定による申告書に添付するため、交付請求のあつた証明書 3 知事は、震災、風水害その他の災害により相当な損害を受けた者がその復旧に必要な手続に使用するために第1項の証明書の交付を請求するときは、同項の手数料を免除することができる。 4 詐欺その他不正の行為により第1項の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 第12条から第27条の8まで 省略 (新設)	第1条から第10条まで 省略 (納税証明書の交付手数料) 第11条 法第20条の10の証明書の交付を請求する者は、当該証明書の交付の請求と同時に手数料を納付しなければならない。 2 前項の手数料の額は、同項の証明書1枚ごとに<u>480円</u>とする。ただし、次に掲げる証明書については、手数料を徴収しない。 (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条第2項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による自動車検査証の返付を受けるため、交付請求のあつた証明書 (2) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第18条第2項の存続期間の延長の申請をするため、交付請求のあつた証明書 (3) 第65条第1項から第3項までの規定による申告書に添付するため、交付請求のあつた証明書 3 知事は、震災、風水害その他の災害により相当な損害を受けた者がその復旧に必要な手続に使用するために第1項の証明書の交付を請求するときは、同項の手数料を免除することができる。 4 詐欺その他不正の行為により第1項の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 第12条から第27条の8まで 省略 (法人の県民税の課税免除) 第27条の9 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、法人の県民税を課さない。ただし、収益事業を行う場合は、この限りでない。 (1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で規則で定めるもの

10/12

(2) 公益社団法人および公益財団法人ならびに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号および第29条第1項第1号において同じ。）に該当するものに限る。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。） (3) 管理組合法人および団地管理組合法人 (4) マンション建替組合およびマンション敷地売却組合 (5) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体 (6) 特定非営利活動法人	
2 前項の規定により法人の県民税の課税免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。 (1) 均等割額の算定期間、納期限および税額 (2) 課税免除を受けようとする事由	
第28条 省略	第28条 省略
(法人の均等割の税率) 第29条 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次に掲げる法人 年額 20,000円 ア およびイ 省略 ウ 一般社団法人（非営利型法人）	(法人の均等割の税率) 第29条 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次に掲げる法人 年額 20,000円 ア およびイ 省略 ウ 一般社団法人（非営利型法人）
_____に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ およびオ 省略 (2) から(5)まで 省略 2 から5まで 省略 第30条から第34条まで 省略	_____に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ およびオ 省略 (2) から(5)まで 省略 2 から5まで 省略 第30条から第34条まで 省略

(法人の県民税の減免) 第35条 知事は、次の各号のいずれかに該当する 者が必要があると認めるものに対しては、法人の県民税を減免する。 (1) 法人税法第2条第5号の公共法人で規則で定めるもの (2) 公益社団法人および公益財団法人ならびに一般社団法人(非営利型法人)に該当するものに限る。) および一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。) (3) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体 (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (5) 大規模な災害により甚大な損害を被った者	(法人の県民税の減免) 第35条 知事は、大規模な災害により甚大な損害を被った者が必要であると認めるものに対しては、法人の県民税を減免する。
2 知事は、収益事業を行う特定非営利活動法人が必要であると認めるものに対しては、当該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に終了する各事業年度のうち当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、法人の県民税を減免する。 3 前2項の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者は、納期限(第1項の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者で納期限前1月から納期限までの間において大規模な災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日)までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならぬ。 (1) 法人税額もしくは連結法人税額の課税標準の算定期間または均等割額の算定期間、納期限および税額 (2) 減免を受けようとする理由 以下 省略	2 知事は、収益事業を行う特定非営利活動法人が必要であると認めるものに対しては、当該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に終了する各事業年度のうち当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、法人の県民税を減免する。 3 前2項の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者は、納期限(第1項の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者で納期限前1月から納期限までの間において大規模な災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日)までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならぬ。 (1) 法人税額もしくは連結法人税額の課税標準の算定期間または均等割額の算定期間、納期限および税額 (2) 減免を受けようとする理由 以下 省略